

# PAZ圏内から避難先（避難経路所）までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



# 避難を円滑に行うための対応策①

- PAZ及びUPZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、停電時に備えた自家発電機付の信号機や愛媛県、伊方町及び県警による主要交差点における交通整理・誘導、「避難誘導・交通規制用自動制御告示板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

## 伊方地域における交通対策

- 交通誘導対策**  
自家発電機付の信号機の設置や主要交差点等における町職員や県警職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施
- 交通広報対策**  
県警が配置した拡声器と音声合成装置を内蔵した「避難誘導・交通規制用自動制御告知板」等による広報を実施
- 交通規制対策**  
主要交差点(29箇所)における信号機操作、混雑エリアで交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保

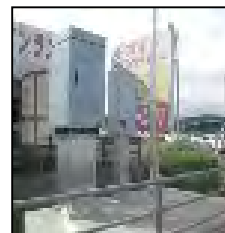
【避難誘導・交通規制用自動制御告示板】



拡声器と音声合成装置を内蔵。広域避難路に8箇所設置

避難経由所  
(松前公園)

【自家発電機付の信号機】



広域避難路に9箇所設置

【凡例】

- 自家発電機付信号機
- 避難誘導・交通規制用自動制御告知板
- 交通規制地点



- いかたちょう伊方町では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民へ、避難車両及び安定ヨウ素剤の配布状況を一目で識別するための「避難車両シール」を配布することとしている。
- いかたちょう伊方町、対象地域の自主防災組織、民生委員、消防団等は地域ごとにワークショップを開催し、避難時における、近隣世帯の乗合わせ車両を検討し、各世帯における配車計画を策定する等、円滑な避難の対応策について検討する予定。



避難車両シール



ワークショップによる配車計画等の策定

## 5. 予防避難エリアにおける対応

### <対応のポイント>

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリア(4,906人)での防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備し、これらの防護措置を組み合わせ対応を実施。

# 愛媛県及び伊方町における初動対応

- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に各7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



# 住民への情報伝達

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



自主防災組織は各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、情報共有



● : 防災行政無線屋外拡声子局配置箇所 (83箇所)



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。



消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有

# 予防避難エリアにおける状況に応じた対応

- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリアでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備。

## 【状況の確認】

- ①警戒事態: 愛媛県及び伊方町が、いかたちょう道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態: 防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

## 【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	海路避難 空路避難	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
放射性物質放出のリスクが高まった場合		屋内退避	ケース4

※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。